

第4号議案 定款変更案の承認

定款を次のように変更する。

- (1) 定款9条第1項第7号の「キャッシュフロー計算書」を削除する。キャッシュフロー計算書は、一般財団法人の決算書類に求められていないため。
- (2) 定款31条で「理事及び監事は無報酬とする」との規定に、「ただし、常勤の理事及び監事に対しては、別に評議員会決議により定める役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる」の規定を加える。責任ある法人運営に資するため。

変更箇所の新旧対照表

(1) 事業報告及び決算

変更前	変更後
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告                      (2) 事業報告の附属明細書                      (3) 貸借対照表                      (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）                      (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書                      (6) 財産目録                      (7) <u>キャッシュフロー計算書</u></p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告                      (2) 事業報告の附属明細書                      (3) 貸借対照表                      (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）                      (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書                      (6) 財産目録                      (7) <u>削除</u></p>

(2) 理事及び監事の報酬等)

変更前	変更後
<p>(報酬等)</p> <p>第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第31条 理事及び監事は、無報酬とする。<u>ただし、常勤の理事及び監事に対しては、別に評議員会決議により定める役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</u></p> <p><u>2</u> 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</p>

(附則)

変更前	変更後
	<p>附 則 (2019年 月 日)</p> <p>定款第31条第1項及び第2項の変更については、評議員会の決議があった日 (2019年 月 日) より施行する。</p>